

令和9年度 学童保育のしおり

学童保育所は、児童が心身ともに健やかに成長することを願い、学童保育指導員が保護者の代わりに、ともに遊んだり学んだりするところです。

《 目的 》

保護者の就労等により、放課後に保育の必要性がある小学校に就学している児童の健全育成を図ることを目的としています。

《 入所基準 》

市内の小学校に就学している児童※のうち、その家庭の保護者や同居の家族その他の者が、次に示す事情により、児童を保育することができない場合となります。

ただし、入所基準に該当する場合でも、家庭で保育できると考えられる場合や学童保育所の定員を超過する場合、集団保育の実施が困難であると思われる児童の場合には、学童保育所の利用ができないことがあります

※市立小学校以外に在籍している方で、本市の学童保育所への入所を希望する方は、教育総務課までご連絡ください。

《 保育を必要とする事由 》

申請する児童と同じ住所で暮らす18歳以上65歳未満である全ての方が、次のいずれかに該当することが必要です。

事 由		具体的な内容
ア	就労	就労（パートタイム、夜間、自営業、居宅内の労働等を含む）を、月に64時間以上することを常態としていること
イ	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと（出産予定日の前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日まで）
ウ	保護者の 疾病・障がい	疾病・負傷し、または精神的・身体的に障がい有していること
エ	介護・看護	長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、その人の介護・看護に当たっていること
オ	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
カ	求職活動	求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む）
キ	虐待、DV等	虐待やDVの恐れがあるなど、社会的養護が必要な場合
ク	就学	専修学校やこれに準ずる教育施設に在学していること、または職業訓練を受けていること
ケ	育児休業	年少児童の育児休業に入る場合において、既に学童を利用している児童の継続利用が必要であること※
コ	特例による 場合	その他、上記に類する状態として教育委員会が認める場合

※継続利用が必要であることの例：里帰り出産等で児童を保育することができない場合
継続利用を希望する場合は、所属する学童保育所にご相談ください。

《 入所申請手続き 》

(1) 新規申請

①公設公営・公設民営（業務委託及びはなもも）学童保育所

令和9年4月入所については、令和8年11月2日（月）から11月30日（月）の間に
郵送（必着）により申し込みが必要となります。

郵送事故等による責任は負いかねますので、不安な方は簡易書留など配達記録が残る方法で
ご提出ください。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

5月以降の入所については、入所を希望する月の前月10日までに八潮市教育委員会教育総務課窓口へ
八潮市立学童保育所入所申請書を使用し申し込みが必要となります。（入所日は原則として、毎月1日）
なお、10日が土・日・祝の場合は翌開庁日までの受付になります。

夏休み開始期間から学童を利用する場合は、令和9年6月10日（木）までに申請してください。

※はなもも学童保育所の5月以降の入所について、令和9年4月以降は、学童保育所へ
直接お問い合わせください。

②公設民営（指定管理）・民設民営学童保育所

各学童保育所へ直接お問い合わせください。

(2) 申請時の留意事項

①お申し込みできる学童保育所は、全ての学童保育所から1ヶ所のみです。

②学童保育所の入所は年度単位で行っているため、次年度の継続入所を行っておりません。

次年度に引き続き入所を希望される場合、新規申請していただく必要があります。

③定員を超える入所申請があった場合、学童保育所入所選考基準に基づき選考し、入所者を決定します。

④入所を希望する月が産前・産後休暇にあたっている場合、保育を必要とする事由は、妊娠・出産
事由による申し込みとなります。その場合、入所可能期間は、出産予定日の前42日の属する月の
初日から産後56日の属する月末日までの期限付き入所となります。この期間以降も学童の入所を
希望する場合は、改めて「就労要件等」で申し込みが必要です。ただし、その後の育児休業を取得
する場合は、継続して入所はできません。

⑤学童保育所と保育所の申請を同時に行う場合、保育所が入所保留となり、職場復帰せずに育児休業延長と
する際は、学童保育所にも入所はできません。ただし、認可外保育所等に入所し、職場復帰する場合は学
童保育所にも入所は可能です。

（入所希望者多数の場合は、学童保育所入所選考基準に基づき選考となります。）

(3) 申し込みに必要な書類

【保育を必要とする事由が確認できる書類】

保育を必要とする事由（1 ページ目参照）が確認できる書類については、**申請する児童と同じ住所で暮らす 18 歳以上 65 歳未満である全ての方の書類が必要**です。また、証明書類は申込日より 3 か月以内に発行されたものに限りします。

保育の必要性		必要な提出書類
ア	就労	就労証明書※1（変則就労の場合はシフト表※2を添付すること、また自営業の場合は、営業許可証・開業届・最新の確定申告書の写しのいずれかひとつを添付すること） ※1 自営業の方は、自ら記入してください ※2 一日あたりの勤務時間の記載があるもの
イ	妊娠・出産	母子健康手帳（生まれる子のもの）の表紙及び出産予定日が確認できるページの写し
ウ	保護者の疾病・障がい	診断書（保育を行うことが困難であると明記があるもの）または身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等の持ち主及び疾病・障がいの内容が確認できるページの写し
エ	介護・看護	介護（看護）を受ける方の診断書（原本）または身体障害者手帳の写し、介護（看護）の状況が確認できる書類
オ	災害復旧	申立書または罹災証明書等
カ	求職活動	ハローワーク受付票、雇用保険受給者資格証の写しまたは求職活動の実態が確認できる資料の写し等
キ	虐待・DV等	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
ク	就学	在学証明書または学生証の写し、時間割等
ケ	育児休業	※新規入所の児童は該当しません
コ	特例による場合	市が必要と認める書類（各事由ごと）

【その他、世帯の状況により提出していただく書類】

学童保育所入所選考基準の調整指数表（8 ページ目参照）に基づき指数が加算される場合があります。

調整指数表	必要な提出書類
調整指数1・2	保育士証の写し
調整指数8	受給者証の写し
調整指数13	就労証明書・疾病、介護対象者等であることが分かるもの
調整指数14～17	該当する方の手帳の写し又は診断書
調整指数25	前職の就労証明書（勤務実績がわかるもの）

注記）家庭状況によって必要な書類が異なりますので、ご不明な点は必ず教育総務課へご相談ください。

(4) 選考結果の送付

4 月入所については、毎年度 2 月中に発送予定です。5 月入所以降については、申請締め切り後、当月 20 日前後に発送します。

《 土曜保育 》

- (1) 土曜保育を利用する場合は、利用方法等について各学童保育所へお問い合わせください。
(2) 次の学童保育所は、合同保育となります。

合同保育となる学童保育所	対象児童
やわた学童保育所	やわた、やなぎのみや、だいばら、はちじょう学童保育所の入所児童
ちくみキッズクラブ	ちくみキッズクラブ、ちくみキッズクラブ第2の入所児童

《 休所日 》

休所日は、日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）となります。
その他、教育委員会が認める日も休所となります。

《 学童保育料 》

(1) 保育料の金額

学童保育料は入所児童一人あたり、**月額9,000円**です。

(2) 保育料の支払方法

① 公設公営及び公設民営（業務委託）の学童保育所

金融機関における「**口座振替**」に対応しておりますので、金融機関で口座振替ご利用の手続きをお願いします。（口座振替日は毎月末日となります。末日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。）

口座振替以外での支払をご希望の場合は、指定金融機関の窓口において「**納付書**」でのお支払をお願いします。

② 公設民営（指定管理）及び民設民営の学童保育所

各学童保育所にお問い合わせください。

(3) 保育料の減額免除

以下に当てはまる世帯は、保育料の減額免除を受けることができます。

- 生活保護世帯・・・0円（必要添付書類：生活保護受給者証の写し）
- ひとり親家庭医療費の受給世帯・・・4,500円
（必要添付書類：ひとり親家庭等医療費受給者証の写し）
- 学童保育所入所児童が2人以上の世帯（2人目以降）・・・8,000円

八潮市立学童保育所保育料減額・免除申請書、上記添付書類の提出が必要となります。
全ての書類が提出された翌月から、保育料の減額免除を受けることができます。

◎保育料・学童保育料の滞納について

同一世帯内児童の保育所保育料、学童保育料を滞納している場合は保育施設および学童保育所の入所選考時に選考指数を「減点」します。それにより、**入所ができない場合もありますのでご了承ください。**

滞納している保育所保育料や学童保育料を申し込み受付期間までに納入した後、お申し込みください。

《 児童の送迎 》

児童の送迎は、保護者が責任をもって対応してください。

開所時間よりも早く児童を送る場合、学童保育指導員が来るまでは保護者が付き添ってください。

保護者による送迎が困難な場合は、ファミリー・サポート・センター等をご利用いただき、送迎をお願いします。

やむを得ずお迎えができない場合、事前に代理人（原則として大人に限る）を決めていただき、学童保育所へ連絡してください。

※ファミリー・サポート・センターを利用するには、事前に入会説明会を受けていただく必要があります。

詳しくは下記連絡先までお願いします。

【問い合わせ】ファミリー・サポート・センター やしお子育てほっとステーション内

TEL 048-951-0312

《 家庭との連絡 》

病気等で学童保育所をお休みする場合、午後2時までに電話等で必ず連絡してください。

また、児童の急病等により学童保育所から保護者の方へ連絡する場合がありますので、緊急連絡先の記入については、お間違いのないよう注意してください。

《 その他 》

① 学校で給食が出ない日は、必ずお弁当を持参してください。

民営学童によってはお弁当提供があるため、別途昼食代を徴収する場合があります。

② 季節に合わせて、着替えを用意してください。

③ 学童保育所から学習塾等に通う場合、保護者の送迎が必要となります。

④ 児童の保育時間は、保護者の勤務時間に通勤時間を考慮した時間内となります。

学童保育所に預けた児童をお迎えに行く途中で買い物等の私用の用事を済ませることは、ご遠慮ください。

⑤ 宿題を行う時間を設けておりますが、家庭でも確認してください。

⑥ ぜんそく、ひきつけ、脱臼、アレルギー等のある児童の場合、事前に連絡してください。

⑦ ご家族の仕事がお休みの場合、家庭での保育をお願いします。

【問い合わせ先】

八潮市 教育委員会 教育部

教育総務課 庶務係

電話：048-996-2111

（内線172）

《 公設公営学童保育所一覧 》

学童保育所	小学校	定員	所在地	電話番号	開所時間
わかくさ学童保育所	潮止	70人	南川崎826番地3	997-7195（A組） 999-1601（B組）	平日：放課後～18:30 土曜日：8:00～18:30 学校の休日、夏休みの平日等： 8:00～18:30
やわた学童保育所	八幡	60人	中央4丁目21番地25	997-6821（A組） 998-1160（B組）	
やなぎのみや学童保育所	柳之宮	30人	柳之宮140番地	998-0043	
だいばら学童保育所	大原	90人	八潮7丁目42番地1	998-9550（A組） 998-2019（B組） 998-2019（C組）	
はちじょう学童保育所	八條	60人	鶴ヶ曽根1番地	998-9006（A組） 998-9020（B組）	

※公設公営学童保育所の運営方法について、開所時間等の見直しを行う場合があります。
随時、最新の情報をご確認ください。

《 公設民営学童保育所（業務委託）一覧 》

学童保育所	小学校	定員	所在地	電話番号	開所時間
おおそね学童保育所	大曽根	30人	圀527番地	080-6775-6349	平日：放課後～19:30 土曜日：8:00～18:30 学校の休日、夏休みの平日 等： 8:00～19:30
しおどめ学童保育所	潮止	30人	南川崎822番地	080-6775-6347	
なかがわ学童保育所	中川	30人	大瀬1516番地	080-6775-6394	

※以下のとおり、業務委託による運営を行っています。

株式会社明日葉（令和8年9月現在）

《 公設民営学童保育所（指定管理者）一覧 》

学童保育所	小学校	定員	所在地	電話番号	開所時間
どんぐり学童クラブ	松之木	60人	緑町4丁目1番地1	048-996-2216	平日：放課後～18:30 土曜日：8:00～18:30 学校の休日、夏休みの平日等： 8:00～18:30
はちじょうきた学童保育所	八條北	30人	八條1150番地	048-936-8205	
おおぜ学童保育所	大瀬	80人	大瀬3丁目9番地1	048-998-9088	平日：放課後～19:30 土曜日：8:00～18:30 学校の休日、夏休みの平日等： 8:00～19:30
はなもも学童保育所	花桃	80人	圀68番地1	未定	平日：放課後～19:00 土曜日：8:00～18:30 学校の休日、夏休みの平日等： 8:00～19:00

※以下のとおり、指定管理者による運営を行っています。

どんぐり学童クラブ：特定非営利活動法人八潮市学童保育・子どもの遊び場ネットワーク

はちじょうきた学童保育所：特定非営利活動法人TSUKUSHINBOUZ

おおぜ学童保育：社会福祉法人すこやか福祉会

はなもも学童保育所：未定

《 民設民営学童保育所一覧 》

学童保育所	小学校	定員	所在地	電話番号	開所時間
けやき学童クラブ	大曾根	80人	圀127番地2	048-994-1500	平日：放課後～19:30 土曜日：8:00～18:30 学校の休日、夏休みの平日等： 8:00～19:30
ちくみキッズクラブ	大瀬・花桃	60人	南川崎771番地	048-954-7272	
ちくみキッズクラブ第2		60人	南川崎717番地2	048-954-4925	
コビーアフタースクールやしお	中川	40人	大瀬1661番地2	048-959-9737	
コビーアフタースクールやしおST	大曾根	30人	茜町1丁目1番地4	048-950-8115	
コビーアフタースクールやしお しおどめ	潮止	60人	南川崎649番地2	048-950-8121	
おおぜのもり学童クラブ	大瀬	30人	大瀬4丁目3番地1	048-951-3216	平日：放課後～19:00 土曜日：8:00～18:30 学校の休日、夏休みの平日等： 8:00～19:00

基準指数表

八潮市学童保育所入所選考基準

【基準指数及び調整指数は、入所申込締切日を基準とする。】

番号	保育にあたる保護者の状況		指数	採点	
	類 型	細 目		母	父
①	就 労	外 勤・ 自 営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20	
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19	
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18	
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17	
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16	
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18	
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17	
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16	
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15	
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14	
			上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態	14	
			上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態	12	
		内 職	1日8時間以上、月収5万円以上の就労を常態	11	
			1日4時間以上、月収3万円以上の就労を常態	9	
②	不 存 在	死亡、離別、行方不明、拘禁		20	
③	母の出産・ 疾 病・ 障 が い	出 産	出産予定月前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日まで	20	
		疾 病	1ヶ月以上入院している場合（入院予定の場合も含む）	20	
			常時病臥・感染症	20	
				20	
			精神性	精神障害者保健福祉手帳1～3級	
				上記以外の程度	
			一般療養	医師が1ヶ月以上安静を要すると診断した場合（常時病臥を除く）	
				医師が1ヶ月以上通院加療を要すると診断した場合	
		障がい	身体障害者手帳1・2級（視覚障害の場合1～3級）、埼玉県発行の療育手帳○A～B	20	
			身体障害者手帳3級、埼玉県発行の療育手帳Cを所持する者または同程度と判断できる者	18	
			身体障害者手帳4級以下、または同程度と判断でき、保育にあたること ができないと認められる者	12	
④	病人の 看護等	自 宅 外	週5日以上日中週30時間以上（重度心身障がい者等）の介護を常態	20	
			週5日以上日中週20時間以上の介護を常態	18	
			週4日以上日中週16時間以上の介護を常態	16	
			上記以外の介護を常態（入所した場合、別途就労等が必要）	4	
		自 宅 内	全介護を必要とする場合（重度身障者、要介護認定3,4,5）	20	
			一部介護を必要とする場合（要介護認定1,2）	17	
			支援を必要とする場合（要支援）	15	
			上記以外で必要とする場合（入所した場合、別途就労等が必要）	4	
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たる場合		20	
⑥	求 職	内 定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	12	
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	11	
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	10	
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	9	
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	8	
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	10	
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	9	
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	8	
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	7	
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	6	
			上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態	6	
			上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態	5	
			未 定 求職中（就労先未定）	4	
		就 学 等	就学・技能習得のため、外出を常態	番号1に準ずる	
			就学・技能習得が内定している場合	番号6に準ずる	
⑧	虐待・DV等	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		20	
⑨	そ の 他	①～⑨の類型に最も近いと思われる指数で決定する		番号1～9に順ずる	

- ・ **父母それぞれの指数を合算して世帯の指数を決定し、ひとり親世帯のときは20を加えて**指数を決定する。
- ・ 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし休憩時間は含む。
- ・ 保育にあたる保護者の状況が2つ以上ある場合は、高い方の指数を決定する。
- ・ **期限内に保育の必要性を証明する書類等の必要書類の提出がない場合は、求職中（就労先未定）の指数を決定する。**
- ・ 就労状況については、**契約上の勤務日数だけではなく、実績も含めて、指数を決定する。**
- ・ 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は、契約上の勤務時間（育児短時間取得前の勤務時間）で指数を決定する。
- ・ 就労等の形態が上記の項目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる項目に当てはめ、決定する。
- ・ 求職活動（内定・未定）・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。

利用調整指数が同点の場合の優先順位

※優先順位は項番1を1番高い優先度とし、以下番号順に2、3、4・・・7の順番とする。

	内 容
1	児童の学年が低い世帯
2	同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
3	基準指数が高い世帯
4	同世帯に障がい者がいる世帯
5	育児休業明けで職場復帰する場合
6	保護者の勤務時間が長い場合
7	保護者の勤務先が市外の場合

調整指数表

項 目			番号	条 件	指数	採点		
						母	父	
加算指数	個人加算	就労状況	1	市外の認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設（設置届出済のものに限る）に保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師のいずれかとして、月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合 ※1	2			
			2	市内の認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設（設置届出済のものに限る）に保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師のいずれかとして、月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合 ※1	4			
	世帯加算		3	同居者なしの母子（または父子）世帯で、就労（または就学・技能習得）を継続しているかまたは内定している場合	5			
			4	18時以降に勤務が終了する場合（父母のうち勤務終了時間の早い方を採用）	10			
			5	17時から17時59分までに勤務が終了する場合（父母のうち勤務終了時間の早い方を採用）	8			
			6	16時から16時59分までに勤務が終了する場合（父母のうち勤務終了時間の早い方を採用）	6			
			7	15時から15時59分までに勤務が終了する場合（父母のうち勤務終了時間の早い方を採用）	4			
			8	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合	5			
			9	父母のひとりが不存在（死亡、離婚、未婚など）の場合	10			
		家庭状況	10	父母の両方が不存在（死亡、行方不明など）の場合	12			
			11	父母のひとりが単身赴任、長期入院等により長期不在の場合	3			
			12	子ども（4月1日現在18歳未満）が3人以上いる場合（3人を超える場合は、1人に対し1点加算）	1			
			13	祖父母が同居していない、もしくは同居しているが就労、疾病、介護対象者等である場合（証明書等が必要）	1			
			障がい	14	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳（みどりの手帳等）○A～Bの1つに該当する場合※2	3		
				15	保護者が視聴覚もしくは言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合※2	2		
		16		保護者が常時病臥、精神性、感染症で居宅療養している場合※2	2			
		17		同一世帯内に身体障害者手帳1・2級、精神障害保健福祉手帳1～3級、療育手帳（みどりの手帳等）○A～Cを持っている者がいる世帯（保護者及び入所申込児童は除く）※2	1			
		児童の状況	18	対象児童が小学校1年生	20			
			19	対象児童が小学校2年生	10			
			20	対象児童が小学校3年生	5			
			21	対象児童が小学校4年生	3			
	22		対象児童が小学校5年生	2				
	23		対象児童が小学校6年生	0				
減算指数	個人減算	就労	24	就労実績が1か月に満たない場合（就労実績未記入の場合を含む） ※ただし、従前の勤務実績（2か月以内）があり、就労状況が継続していると判断できる場合には適用しない（証明書等が必要）	▲2			
	世帯減算	同居 祖父母等	25	同居している65歳未満の保護者の父母等が無職、求職中又は64時間以上の就労をしていない場合（疾病等で保育に当たることができない場合を除く）	▲10			
		滞納	26	同世帯の児童が3か月以上保育料または学童保育料を滞納している場合	▲10			
			27	同世帯の児童が6か月以上保育料または学童保育料を滞納している場合	▲20			
			28	保育料または学童保育料の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	▲30			
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合（要保護児童など）等の特殊事情							

調整指数の加減算は、基準指数に対して行い、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

※1 番号1、2は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。

※2 番号14～17は重複して加算しないものとする。

■利用調整指数について（例）

- ・父が月20日以上1日8時間以上の就労をしている場合……基準指数20
- ・母が月16日以上1日6時間以上の就労をしている場合……基準指数16
- ・祖父母が同居していない場合……調整指数 1

基準指数 調整指数 合計指数（試算）

$$\boxed{20} + \boxed{16} + \boxed{1} = \boxed{37}$$

20 + 16 + 1 = 37点となります。

※調整指数の減点により、利用調整指数がマイナスとなる場合については、0点とする。

■入所の選考について

入所希望者が学童保育所の定員を超えた場合には、利用調整が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。